

令和3年12月23日

公益社団法人神奈川県環境保全協議会長 殿

神奈川県環境農政局環境部大気水質課長
(公 印 省 略)

大気汚染防止法の解体等工事における石綿事前調査結果
の報告制度の周知について（依頼）

本県の環境行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、大気汚染防止法の一部を改正する法律が令和2年6月5日に公布され、令和4年4月1日から石綿事前調査結果報告制度が施行されるところ、厚生労働省労働基準局安全衛生部科学物質対策課からポスター及びリーフレットが送付されました。

また、環境省から当該報告制度等に関する事業者向け研修会の開催案内が送付されました。つきましては、お手数ですが、周知にご協力いただきますようお願いいたします。

また、当該報告制度に関する厚生労働省及び環境省のホームページについて、併せてお知らせします。

- 厚生労働省ホームページ（ポスター及びリーフレット）

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/handouts/>

- 環境省ホームページ（石綿事前調査結果報告制度）

http://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html

問合せ先

大気環境グループ 高瀬

電 話 (045)210-4111（内線 4112）

電子メール taiki.161@pref.kanagawa.lg.jp